



平成 20 年 12 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 ゴ ト ー
代表者名 代表取締役社長 後 藤 行 宏
(JASDAQ・コード 9817)
問合せ先 常務取締役管理本部長
土 橋 文 彦
電 話 0 5 5 - 9 2 3 - 5 1 0 0

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成20年12月26日開催の取締役会において、財務報告の信頼性を確保するための体制及び反社会的勢力を排除するための体制整備についての方針を明確にするため、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、改定箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び全ての使用人が法令・定款及び社内規定、社会規範を尊重し、守ることを基本として、取締役がその監視義務を果たす。当社においては取締役会が経営の基本方針を決定し、執行役員等の使用人にその職務を行なわせる。併せて、各部の役割分担と連携に留意しながら適用法令等に従い、適切に情報開示を行い、財務報告の信頼性の確保と業務の効率化等に有効で実効的な内部統制が確保される体制整備を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報(取締役会・経営会議・その他重要な会議の意志決定に係る情報及び社長決済・その他重要な決済に係る情報)は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体(以下「文書等」)により記録及び保存し、管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 損失の危険の管理に関する事項については、社長を委員長とする内部統制委員会が、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスク管理体制を構築する。
- (2) 内部統制委員会は、安全に関する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会規程で定める事項及び付議事項の付議に係る審議・決定を行う。
- (2) 業務執行については、執行役員及び部長を含めた会議を随時開催し、取締役・監査役同席のもとで業務執行状況の監督等を行う。経営目標が当初の予定通り進捗しているか、各執行役員の業績・進捗状況等について、報告を通じて検証するほか、当社としての経営課題解決の議論を行う。これらを踏まえ、定例の取締役会で重要事項の審議・決定を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス委員会にて、コンプライアンスを社内に定着させていくために継続的に教育を実施することにより、各種法令の遵守及びコンプライアンスの実効性の確保に努める。
- (2) 職務の範囲や権限を定めた業務分掌規程、職務権限規程により、適正な内部牽制が機能するよう努める。
- (3) 使用人は、他の使用人の法令上疑義のある行為等を発見した場合、「内部通報取扱要領」に基づき、内部通報窓口に直接情報提供をする。
- (4) 内部監査室は、内部監査マニュアルに基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規定の遵守状況、職務の執行の妥当性等につき、定期的に監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社役職者に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとする。

7. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

(1) 反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で臨み、社内外の研修等を通じて、これを断固として排除するという意識を役職者全体に浸透させる。

(2) コンプライアンス委員会を反社会的勢力排除のための統括対応部署とし、所轄の警察署及びその関連機関・弁護士などの外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、社内体制の整備に努めるとともに、事案に応じて速やかに対処できる体制を構築する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役会の決定に基づいて、または、監査役の判断でその職務を補助すべき使用人を置くことを会社に求めた場合、会社は、その目的に必要な期間、必要な員数の使用人を置くこととする。

9. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、指揮命令系統は法令・規則・定款等に従い、監査役会、監査役の指揮命令に従う。

(2) 当該使用人の人事異動、人事評価に関する監査役の意見は尊重される。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することが出来る。
- (2) 取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ①財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定の内容
 - ②毎月の経営状況に関する重要な事項
 - ③内部監査状況及びリスク管理に関する事項
 - ④重大な法令、定款違反
 - ⑤その他、コンプライアンス上の重要事項
- (3) 執行役員及び使用人は、監査役に対して次に掲げる事項を直接報告することが出来る。
 - ①当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ②重大な法令、定款違反事実

11. その他監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、常勤監査役及び監査役会と定期的または随時会合を持ち、会社の対処すべき課題、監査役監査への環境整備、重要課題等に係る意見の交換を行い共通認識と信頼関係を築くようにする。
- (2) 監査役は、必要と認めたときは、特定の事項について内部監査室及びその他の部署に監査の協力を求めることが出来る。
- (3) 監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針、監査結果の報告を受け、監査役監査の実効性確保を図るものとする。

以上